

国語審議会における国語に関する課題整理等の例

国語問題要領（報告）（昭和25年6月12日）	1
国語の改善について（報告）（昭和38年10月11日）	7
現代の国語をめぐる諸問題について（報告）（平成5年6月8日）	13
新しい時代に応じた国語施策について（審議経過報告）（平成7年11月8日）...	20

昭和25年6月12日

文部大臣 天 野 貞 祐 殿

国語審議会会長 土 岐 善 磨

「国語問題要領」の決定について（報告）

国語審議会第7回総会において別紙「国語問題要領」を審議決定しましたので報告いたします。

〔別紙〕

国 語 問 題 要 領

1 国語審議会の性格と任務

ここに国語審議会というのは、文部省設置法（昭和24年6月法律第146号）によって新たに設けられた機関で、各方面からの推薦に基いた委員で組織し、国語の改善に関することがら、国語教育の振興に関することがら、およびローマ字に関することがら（昭和25年4月追加）について調査審議し、民主的な方法で国語政策を立案するとともに、必要に応じこれを政府に建議するのがその任務である。

およそ言語は、歴史の裏づけをもった社会習慣であるから、法令などによって拘束したからといって、ただちに改善できるものではない。とはいえ、現在のわが国語は、歴史的事情によってあまりにも複雑化し、一面、国語教育が不徹底なために、国語に対する知識や注意がゆきわたらず、それが国民の社会生活や文化の発達にとってさまたげとなっている点も少くない。したがって、国語の現状に照して将来を見とおし、その改善に積極的な努力を試みることはきわめて必要である。国語審議会は、これらの努力に対し、適正な方向を与え、これを助成して、国語の改善、国語教育の振興をはかるといふ使命をもつものである。

そのためには、国民の言語生活の実情を調査し、広い見地に立って問題の所在をつきとめ、政府の基準を立て、あわせてその実現の方法を考える必要がある。政策の実現はもとより政府の責任であるが、国語審議会としては、その審議にあたって

独断に陥ることを避け、一般世論の傾向を推察するとともに、各方面の意見に耳を傾け、できるだけ実現可能な具体的方策を練り、建議にあたっては、たとえば試験期間をおくことが必要ならばその考慮をも加えて、政策に弾力性をもたせることも考えなければならない。

2 国語の現状の分析

わが国は古来、諸外国の文化を摂取してきたが、それに伴って、日本語とは系統の違った言語・文字に接する機会が多かった。そして古くは中国・近くはヨーロッパ・アメリカなどの言語・文字を採り入れた結果、ついに今日の複雑多様な国語が形成された。こうして国語問題は、わが国の文化政策としてどうしても避けることのできない重大問題になってきたのである。

(1) 国語を用いるもの

言語は、書きことばと話しことばとを問わず、これを用いるものと離れては存在しない。したがって国語を用いるものがよくその機能を理解し、それを効果的にしようとする心がかかることは、国語を改善するための根本ともなるべきものである。すべて言語は思想伝達の手段であるから、正確簡明な表現をとることが必要であり、一方、社会生活を円滑にする上からも、いたずらに相手の感情を刺激したり相手を疎隔したりするような表現は避けなければならない。言語はまた、それ自身一つの芸術品となるべき性質をもつものであるから、その方向にまで高めてゆく用意も必要である。しかし今のところ、そういう自覚が一般にゆきわたっているとはみとめられない。

(2) 国語の教育

国語改善の責任はその半ばを教育に求めなければならないが、国語政策の実施もまた教育の力によるものが多い。したがって、国語を改善するには、国語教育の任務・目的および内容を明らかにする必要があると同時に、国語行政の系統が確立されなければならない。元来、教育は、過去および現在の文化を受けついでゆく使命のほか、その発展として、将来の文化を創造するという使命をもなうものである。自然、国語教育もまたこの二つの使命が遂行されるように計画されなければならないはずであるが、それはまだ満足できるまでになっていない。

(3) 用語

社会生活が複雑になるにつれて、国語の用語もきわめて豊富となり複雑となってきた。そこに新語や外来語の問題が発生する。元来、新語の増加、外来語の吸収は、社会現象の一つとして避けることのできないものであるが、それがゆきすぎた結果は、さまざまの混乱をひきおこしている。

たとえば、

(イ) 一般にわかりにくい漢語はしだいに減ってきたが、同じ発音で意味のちがうものがまだ行われており、その上、漢字を組み合わせた耳なれないことばがさかんに作られている。「写調」「車券」などはこの例である。

(ロ) 学術上の専門語についても、同じ概念をあらわす語が、分野によってまちまちなため、一般の理解を困難にしている場合がある。コンスタントを常数(数学・物理)、恒数(化学)、定数(工学)、不変数(経済)などとしているの

はこの例である。

(八) 会話や印刷物を通じて、必要以上に外国語が用いられる一方、すでに常識的に通用している外国語をむりに漢語に訳しかえて、一般の理解をさまたげている場合もある。

(4) 発音

国語の音韻は、現在では教育の力によって、いわゆる標準語がかなり広く通用するようになっているが、しかし、たとえば、

(イ) 国語の中には、アクセントによって意味を区別する単語が多いにもかかわらず、地方によっては「ハシ」「カキ」のように高低が逆になっている場合がある。

(ロ) 一般に国語の音韻についての関心が薄く、そのために(3)の(イ)に述べたように、同じ発音で意味のちがうことばが数多くできて、実際生活上しばしば混乱の種をまいている。なお発音法についての関心も薄く、その知識や訓練がはなはだしく不足している。

(5) 語法および文体

これは(3)の用語にも関係することであるが、敬語法があまりにも複雑であり、特に人に関する代名詞の種類が多いことは、戦後しばしば問題になった。これは一面、社会生活の反映であると同時に、社会生活と言語のずれに基づくものであって、教育上重要問題の一つといわれる。

また、標準語は、これまで東京の教養ある社会のことばを取りあげるようにいわれてきたが、その標準にもあいまいな点がある。書きことばの場合に、文学語として用いられる口語文体は、ほぼ安定したとみとめてよいが、実用文の問題、話しことばとしての標準語や方言の問題、また、対話・講演・演劇・映画・放送などにわたる諸問題については、まだ考えなければならない点が多い。

(6) 表記法

国語の表記法はきわめて複雑である。

(イ) 現在わが国で広く行われている文字は、漢字・ひらがな・かたかな・およびローマ字の4種である。数字としては、漢字のほか、主としてアラビア数字、時にはローマ数字が用いられている。また科学の記号としてギリシア文字を用いることもあるが、これは特別の場合である。

(ロ) 国語の表記法としてもっとも広く行われているのは漢字かなまじり文である。かなは、普通にはひらがなが用いられている。

(ハ) かたかなは、これまで漢字をまじえて公用文・学术论文などに用いられていたが、現在では、主として外来語や外国の固有名詞を書きあらわす場合と、擬声語などの場合とに用いられる。なお、意味を強めたり、見た目をきわだたせたりするために、かたかなを混用することもある。また、電信文にはかたかなが専用されているほか、国語表記の方法としてかたかなだけを採用しているものもある。

(ニ) ローマ字は、外国語表記のため、しばしば漢字かなまじり文の中に混用され、また駅名の標示や看板などにも用いられるが、一方、国語表記の方法としてローマ字だけを採用しているものもあり、義務教育期間中にはローマ字の学習や、ローマ字による教科指導も行われている。いま、一般に通用しているローマ字

のつづりかたにも、いわゆる訓令式・日本式・標準式の3種がある。

(ホ) 漢字とかなによる表記法は、一般に右縦書きであるが、左横書きも行われているし、また分ち書きを主張するものもある。

(ヘ) 送りがな・くぎり符号(句読点)などについても、人によって使いかたがまちまちになっている。

昭和23年(1948)に行われた読み書き能力調査委員会の調査によれば、文盲はわずか1.6%という少ない率であるが、今の社会生活に必要な能力をもっているとみとめられたものは、国民の6.2%にすぎず、その原因として、国語が複雑なこと、特に漢字のむずかしいことが指摘されている。また昭和21年(1946)アメリカの教育使節団から提出された報告書の中にも、国語の表記法が複雑なために、文化の向上がさまたげられている事実に対し、強い関心が示されている。このように表記法が複雑であっては、タイプライタを用いたり、印刷したりする場合にいちじるしく能率を害することも当然で、これがまた、さまざまの国字改良論にとって根強いよりどころの一つとなっている。

ただ、いわゆる漢字制限が行われてから、特に国字の問題が国語問題の中心になったように見られているが、これは、広く国語一般に関係するものとして考える必要があり、漢字を制限することも漢語と切りはなして考えるわけにはゆかない。

以上の簡単な分析によっても、国語・国字が複雑多様であり、また、混乱していることは明らかである。

3 国語問題の歴史的展望

(1) 国字改良の意見とその実行

近代になって国字改良のために発表された意見としては、慶應2年(1866)に前島密が建白した漢字御廃止の儀が最初であり、これが動機となってローマ字論やかな専用論が現れ、明治16年(1883)にはかなのくわいが作られた。今のカナモジカイ(大正9年、1920-)の運動は、この考えかたの系統を引いたものである。

漢字の全廃は、現実の問題として実行が困難であるという理由から、別に漢字節減論が現れたのも明治初期のことである。福沢諭吉、矢野文雄などはその代表的な論者であり実行者であった。

ローマ字採用の意見は、明治2年(1869)南部義籌の修国語論の主張に始まり、17年(1884)には羅馬字会が作られ、後にローマ字ひろめ会(明治38年、1905-)と日本ローマ字会(大正10年、1921-)とが設けられた。

このほか、明治初期以来、新しい文字を考案したものもかなりあるが、それは行われなかった。

(2) 国語施策の実施

政府は、早く国語問題の重要性をみとめ、明治35年(1902)文部省に国語調査委員会を設けて、この問題の解決に着手した。さらに大正10年(1921)には臨時国語調査会を設け、12年(1923)に常用漢字表、14年(1925)に仮名遣改定案を発表した。これとともに国語問題に対する社会の関心もしだいに高まり、特に昭和6年(1931)には、以上の二つを修正して作った案を国定教科書に採用しようとして、はげしい反対にあい、社会的に大きな反響を呼んだ。

ついで昭和9年(1934)には、国語審議会が文部大臣の国語改善に関する諮問機

関として設けられ、昭和 17 年（1942）には、この審議会の手で標準漢字表・新字音仮名遣表が発表されたが、一般に行われるようにはならなかった。

戦後になってこの審議会は、従来の国語改善に関する成績を検討して、昭和 21 年（1946）には当用漢字表・現代かなづかいを決定し、別に義務教育のための当用漢字別表、当用漢字音訓表、つづいて当用漢字字体表を決定した。これらはすべて政府によって採択され、内閣訓令ならびに告示として公布された。そしてそれが、法令・公用文・教科書に実行される一方、一般の新聞・雑誌なども多くはこれと歩調を合わせている。なお、昭和 24 年（1949）には、中国の地名・人名を現代の中国標準音によってかな書きにする案が発表された。

ローマ字についても、政府は、教育上・学術上または国際関係上、そのつづり方統一の必要をみとめ、早く昭和 5 年（1930）に臨時ローマ字調査会を設けてその審議に着手し、昭和 12 年（1937）内閣訓令としてその方式を発表した。

（3）口語文と話しことば

書きことばを口語に近づけようとする、いわゆる言文一致の運動や標準語の問題も明治初年におこった。やがて言文一致は文芸作品と教科書とに実現され、今日の口語文にまで発展した。特に戦後、日本国憲法が公布されてからは、官庁の文書もおいおい口語に改められるようになった。

いわゆる標準語は、義務教育に用いられる国語教科書や放送などを通じてしだいに全国にゆきわたってきたが、話しことばについては、社会生活の上からも、国語教育の上からも、従来その重要性があまりみとめられず、指導の点にも具体的な方策が確立されていない。

4 国語に関する諸機関

現在、主として国語問題に関係ある政府機関としては、国語審議会のほか、国立国語研究所および文部省調査普及局国語課などがある。

国立国語研究所は、国語および国民の言語生活に関する科学的調査研究を行い、国語の合理化にむかって確実な基礎をきずくために設けられたもので、現代の国語、国語の歴史的発達、国語教育、公衆に対する言語などの調査研究のほか、国語政策の立案に参考となる資料を作ることもその事業の一つとなっている。

文部省調査普及局国語課は、国語審議会の事務を処理し、審議会が必要とする資料の収集整理などについて技術的援助を行うとともに、国語改善に関する政策について企画し、関係の政府機関ならびに民間各方面とも連絡してその普及にあたる。また、公用文の改善、ローマ字およびローマ字教育に関することがらを取り扱い、かねて国立国語研究所に関する事務をも処理している。

なお、国語の学術的研究は各大学の研究室などで行われ、国語の改善は民間各団体の手で推進されるなど、関係する範囲はきわめて広い。

5 国語問題審議の基準

以上に述べたような国語の現状と国語問題の歴史とから見て、新しい国語審議会がその任務をつくすには、国語の理想的なありかたについて、たえず現実に立脚し

ながら、慎重に考慮しなければならない。それについては、まず次のようなことが考えられる。

義務教育を容易にすることができるかどうか。国語の学習は義務教育の基礎であり、国語教育の目的は、国語による表現を確実にし、理解の能力を進め、社会生活にさしつかえないようにすることである。国語を覚えるために、児童や生徒にむりな負担がかかることは避けなければならない。

一般の言語生活、特に文字の使用と理解とを能率化することができるかどうか。文化の向上が、少数のすぐれた人たちを必要とすると同時に、一般の水準を高めることももちろん必要であって、多くの人々が容易にまた正確に、理解したり話したり書いたりできるように方向づけなければならない。特にその方法は、あくまでも現実に即した、実行可能のものでなくてはならない。

公衆に対する言語として適用できるかどうか。公衆に対する言語は、新聞・公文などのような文字によるものと、講演・放送などのように音声によるものとに分けられる。文字によるものについては、印刷などに関する諸問題を考えに入れることももちろんであり、字体のことも研究しなければならない。

文化を創造したり受けついたりするものに、どんな影響を与えるのか。これまでの文化遺産を受けつぐ一方、創作の自由をもさまたげないためには、国語教育のありかたや国語改善の方針などについて、たえず反省する必要がある。しかも、これは決して単独な問題でなく、前に述べた諸問題とたがいに関連させて適切な判断をくださなければならない。

国語審議会は、およそ以上のような諸条件のもとに、現在考えられる限りのいろいろな立場を、できるだけ客観的に取りあげて議題とし、それをまずそれぞれの部会で討議し、その結果を少数意見とともに総会に提出する。総会ではさらにそれを検討し、なお順次新しい議題を定めてゆく。

会議は原則として公開であるが、必要に応じて懇談会のようなものを開くことも考えられる。議決の結果は、その実施を政府に建議するばかりでなく、広く世論に訴え、一般社会の協力による文化運動として強く推進してゆかなければならない。

昭和 38 年 10 月 11 日

文部大臣 灘 尾 弘 吉 殿

国語審議会会長 阿 部 真 之 助

国語の改善について（報告）

国語審議会は、国語改善の基本的な問題について、部会および総会において慎重に審議しました。その結果、国語改善の基本的な考え方、これまでの国語施策の評価と問題点、およびこれから改善をはかる必要のある問題について、次の結論を得ましたので、報告します。

国語改善の考え方について

国語改善の経過

国語問題の解決について、政府は早くからいろいろの施策を講じてきたが、明治35年には、そのための機関として、文部省に国語調査委員会が設けられた。それに先だって、明治33年小学校令施行規則によって、義務教育に用いるかなの字体と種類、字音かなづかい、漢字の種類などについての基準を示した。

大正10年には、文部省に臨時国語調査会が設けられ、大正12年に常用漢字表、大正14年に仮名遣改定案が発表された。また、昭和9年には、文部大臣の諮問機関として国語審議会が発足し、昭和17年に、標準漢字表・新字音仮名遣表を答申したが、これは一般に普及するに至らなかった。

戦後、国語審議会は、改めて審議を重ね、昭和21年以来、当用漢字表・同別表・同音訓表・同字体表・現代かなづかい、その他の案を決定した。これらのものの多くは、政府に採択されて内閣訓令・同告示となり、法令・公用文・教科書および新聞雑誌、一般事務用文書などにも用いられるようになった。

これまでの経過をかえりみると、国語改善については、相異なる考え方がある。一方においては、教育上社会生活上の負担を軽減することによって文化水準の向上に資するという見地から、ことばや文字を使いやすく学びやすいものにしなければならないと主張され、他方においては、文化の伝承や創造を重んずる立場から、性急な改革は行うべきではないと主張されてきた。この考え方の相違が、国語そのものの複雑さに加えて、国語問題の処理をいっそう困難なものにしている。したがって、このさい重要なことは、個々の具体的な施策に先だち、大局的な観点に立って国語の基本的なあり方を検討し、国語改善についての正しい考え方を明らかにすることであろう。

国語改善の考え方について

1 ことば

ことばは思想感情を表現し、これを他人に伝達媒介する手段である。この手段としての機能から、ことばは平明簡素で能率的であることが要求される。それと同時に、ことばは社会的伝統的歴史的なものである。人々は、思想感情をそのことばによって養い、文化の伝承と創造の基礎も、ことばによってつちかわれる。したがって、ことばは単なる手段以上のものであるといわなければならない。ことばは、このように社会的歴史的なものであるから、それが用いられる社会とともに動き、変化するだけでなく、条件や目的を異にする政治・経済・文化その他社会の各領域の間でも違いが生じてくる。しかし、その反面、国民的な立場あるいは教育、公務、または新聞・放送などのマスコミの必要から、各領域に通ずる基礎的一般的基準が要請される。特に将来の国民育成の立場から、学校教育においては、そのことが強く要請される。

2 文字

文字は一般に、思想感情を直接に表わすものではなくて、思想感情を表現すると

ころのことばを視覚的に表すものである。

ことばが社会的なものであるように、文字もまた社会的歴史的なものである。

また、文字は、その表すことばから簡単に切り離すことはできない。ことにわが国においては、漢字は国語と密接な関係にあって、これを国語からにわかにかき離すことができない。

文字の中でいわゆる表音文字は、いわゆる表意文字にくらべて字数が少なく字形が簡単であるという特長をもっている。これに対し、表意文字は、字数が多く字形が複雑であるが、それぞれの文字によって表わす語の意味を一挙につかむことができるという利点をもっている。しかし、表音文字も、一つづりとなったときには、表意文字と等しい機能を発揮することができる。

わが国では、最初漢字だけを用いてみたが、やがて漢字を表音的に用いるという独自の方法によって、かなの発達をみ、国語の表現がいちじるしく自由になった。また、多くの漢語が国語として用いられ、かなとともに漢字が国語を書き表わすために用いられることによって、いわゆる漢字かなまじり文が一般化してきた。しかし、漢字は、字数が多く、字形が複雑な上にいろいろな読み方や意味で用いられたため、習得が困難になり、その解決が国語改善の重要な課題となった。なお、最近、近代社会の発展に伴って、広い範囲にわたる多量の情報を、敏速に処理するために、文字を機械にのせるさいの問題が、ことに重く考えられるようになってきた。

文字には、習得あるいは事務処理の必要から、平明簡素を要する面と、国民の精神生活や文化伝承の必要から伝統を重んずべき面との両面がある。この両面をともに考えながら、一方では、各領域においてそれぞれ必要な解決をはかるとともに、他方では、各領域に通ずる基礎的一般的な基準を設けることが要請される。

3 む す び

以上述べたような点から、国語の改善を考えるにあたっては、国語を歴史的に形成され発展していくものとしてとらえ、過去における伝統的なものと、将来における発展的創造的なもののいずれをも尊重する立場に立ちながら各方面の要求を考慮して、適切な調和点の発見に努めなければならない。したがって、国語の理想像を過去・現在・未来のある一定の時点に置き、国語をそこに固定させようとしたり、あるいは特定の領域の要求を特に重くみて、全体の問題を処理しようとしたりするような考え方は、採るべきでない。

国語改善審議の具体的な目標は、国語問題の中で緊急にその解決が求められているものについて、将来を見通しつつ最も現実に即した解答を与えることであろう。その解答として、これまでとられてきた方法は、ことばや文字の使い方の基準を設定し、修正することであった。そうした基準の設定や修正は、これまでのわが国の歴史的な事情から、文字上の問題を主にしてきた。しかし今後は、これらの問題についてもさらに検討を加えるとともに、ことばの問題についても審議を進める必要があると考えられる。なお、国語の健全な成長発展のためには基礎的一般的な基準を示すと同時に、国語に対する国民の理解を深めることについても考えなければならない。

これまでの国語施策について

法令、公用文、新聞などの国民の共通の場や義務教育では、漢字かなまじり文の行なわれている現状に即して、ことばや文字の使用上の基準を定めることが必要である。こういう立場から見れば、戦後の国語施策は、新しい時代の国語表記の基準を示したという意味で、社会的教育的意義があったと考えられる。しかし、個々の施策の内容については、問題となる点がある。ただ、個々の施策の実施にあたっては、これまでじゅうぶんに趣旨の徹底がはかられなかったための誤解も少なくなかった。たとえば、学術、文芸などの方面にも一律早急にこれを強制するかのよう受け取られたことも、その一つであろう。したがって、今後の問題としては、個々の施策について問題点がどこにあるかを見きわめて、それらを検討すると同時に、個々の施策の趣旨をさらに徹底するよう処置する必要がある。問題点を検討するにあたっては専門の委員会などでじゅうぶんに調査研究し、世論の動向を考え合わせて、慎重に審議することが望ましい。

〔当用漢字表〕

当用漢字表は、わが国で使われる漢字の数があまりに多いのでこれを制限して現代国語を書き表わすため日常使用する漢字の範囲を定めたものである。

当用漢字表については、地名・人名等固有名詞に使われる漢字の取り扱いが大きな問題である。特に、都道府県名に使われる漢字について考える必要がある。また、「当用漢字補正資料」その他の問題についても考えなければならない。ただ、固有名詞の漢字を採り入れることや、補正資料などによって補正することは、当用漢字選定の方針に関連するところがある。（注1・注2）したがって、将来これらの問題を考えに入れて、当用漢字表を改めて検討する必要がある。

- （注1）当用漢字表では、固有名詞については別に考えるという方針であった。その後、新しくつける人名・地名については、「人名用漢字別表」（昭和26年建議、内閣訓令・同告示）「町村の合併によって新しくつけられる地名の書き表わし方（昭和28年建議）」がある。
- （注2）当用漢字表では、日本国憲法に使われている漢字は全部採り入れる方針であった。補正資料では、それらのうち、日常必要でないと考えられたものを削っている。
- （注3）都道府県名のうち、当用漢字表にはいないものは、阪・奈・岡・阜・栃・茨・埼・崎・梨・媛・鹿・熊・潟・（縄）の14字である。この中で、奈、鹿、熊の3字は、人名用漢字別表にはいつている。
- （注4）当用漢字補正資料は、昭和29年、国語審議会が、当用漢字について28字を出し入れし、ほかに音訓各1を加え、字体1を変更した試案である。

〔当用漢字音訓表〕

当用漢字音訓表は、漢字の複雑多様な使い方を整理して、現代国語を書き表わすため日常使用する漢字の音訓の範囲を定めたものである。

音訓表については、音訓の整理をする必要があること、ことにあて字や同訓異字

を原則として使わないという考え方を認めるとしても、現代社会で普通に行われている音訓で、採られていないものが少なくないところに問題がある。その点について、漢字の表意性などを考えて、改めて検討する必要がある。

(注) 現代社会で普通に行われているもので、音訓表に採られていない例としては次のようなものがある。

礼 - ライ (礼賛) 吉 - キツ (不吉) 茶 - サ (喫茶)
財 - サイ (財布) 街 - カイ (街道)
角 - かど 空 - あく 記 - しるす 探 - さがす 脚 - あし
魚 - さかな 街 - まち 遅 - おそい
お父さん - おとうさん お母さん - おかあさん
兄さん - にいさん 姉さん - ねえさん
一人 - ひとり 二人 - ふたり 七夕 - たなばた 日和 - ひより
相撲 - すもう 海人 - あま 時計 - とけい 部屋 - へや

〔当用漢字字体表〕

当用漢字字体表は、漢字の字体の不統一や字画の複雑さを整理して、現代国語を書き表わすため日常使用する漢字の字体の標準を定めたものである。

字体表については、現代社会である程度行われている簡易字体で表外のものの中から、適当なものを採り入れることについて考える必要がある。簡易字体の採用はむしろ漢字を広く生かす道であると考えられる。

(注) 現代社会である程度行われている簡易字体で、字体表に採られていないものの例としては、次のようなものがある。

仂 (働) 卒 (卒) 旺 (曜) 以下、例示省略

〔現代かなづかい〕

現代かなづかいは、だいたい現代語音にもとづいて、現代語をかなで書き表わす場合の準則を定めたものである。いわゆる歴史的かなづかいは、語の発音と書かれるかなとがあまりにもかけ離れていて複雑なので、これを国民が日常使用するのには困難が大きい。そこに、現代かなづかいの制定された意義がある。

現代かなづかいについては、「じ・ぢ」「ず・づ」の使い分け、「おお・おう」「こお・こう」の類の書き分け、また〔ワ〕〔エ〕と発音される助詞は「は」「へ」と書くことを本則とし、「わ」「え」と書くことをも認めている点などに問題があるので、さらに検討する必要がある。

なお、現代かなづかいは、歴史的かなづかいとの関連において説明されている部分があるが、その点にも検討すべき問題がある。

(注) 現代かなづかいの問題点をさらに具体的にあげると、次のような問題がある。

(1) 「じ・ぢ」「ず・づ」の使い分けを残し、その適用についてさらに検討するかどうか。また、「じ・ず」一本にして、その使い分けをやめるかどうか。

(2) 「おおきい」(大きい)「こおり」(氷)などを「おうきい」「こうり」などと書くように改めるかどうか。また、改めるとしても、一様にそうす

- るのか、あるいは特定の語は別に考えるのか。
- (3) 助詞「は」「へ」を「わ」「え」と書くことを認めるという許容の事項をどうするか。

〔送りがなのつけ方〕

送りがなのつけ方は、当用漢字、現代かなづかいを使って現代国語を書き表わす場合の送りがなの標準を定めたものである。これまで、法令、公用文、新聞、教育などの各方面で送りがながまちまちであったので、それを整理したものである。

送りがなのつけ方は、送りがながだんだん多くなっていく傾向 ことに教育の面では、多く送る に即して考えられている。したがって、全体として送りすぎている点、また例外や許容が多い点などが、全般的な問題としてあげられる。特に、複合名詞の送りがなが問題となる。

これらの点については、漢字の性質を考えて、改めて検討する必要がある。

これから改善をはかる必要のある問題について

これから改善をはかる必要のある諸問題

わが国のことばと文字について、これから改善をはかる必要のある問題としては、どのようなものがあるか広く問題を探るために、(1)話しことばについて、(2)文について、(3)語句について、(4)文法・文体について、(5)音声・発音について、(6)文字・表記法について、(7)ローマ字についての諸分野にわたって検討した。

これらの分野の中で、緊急に解決をする必要があると考えられる具体的なものとしては、次の問題がある。

- 1 話しことばの敬語的表現について
- 2 漢語の言いかえ・書きかえについて
- 3 国語の標準的発音について
- 4 わが国の地名・人名の書き表わし方について

これらについて、早急に解決を必要とするおもな事情を述べると、次のとおりである。

1 話しことばの敬語的表現について

敬語についてのいちおうのよりどころとしては、国語審議会の建議「これからの敬語」(昭和27年)があるが、特に話しことばに関しては、さらになんらかのよりどころがほしいという要望がある。

2 漢語の言いかえ・書きかえについて

これらについては、国語審議会の報告「同音の漢字による書きかえ」(昭和31年)がある。また、公用文・法令用語・学術用語・新聞用語、その他においても、それぞれにむずかしく、わかりにくい語句についての言いかえ・書きかえを決め、実施している。しかし、なお、これらのほかにも、言いかえ・書きかえを考える必要のある語句が少なくない。

3 国語の標準的発音について

この問題は、これまで国語審議会としては、まだ本格的には取り上げていない問題であるが、国語問題の一つとして重要な面をもち、その研究が必要とされている。

4 わが国の地名・人名の書き表わし方について

地名・人名に用いる漢字の問題については、さきに「これまでの国語施策について」で述べたとおりであるが、さらに、固有名詞の書き表わし方の根本方針についての検討が必要である。

以上の諸問題のうち、「話しことばの敬語的表現について」を第一に取り上げるべき問題と考える。

話しことばの敬語的表現について

ことばづかいの混乱ということは、いつの時代にも人々の話題になることである。特に、今日では、戦前に社会に出た中年層以上の人と、戦後に育った若い人たちとの間に、ものの見方の相違があり、ことばの使い方や好みの相違がいちじるしいので、この間いろいろの問題が生じている。

わが国の敬語は複雑多様であるうえに、わずかな言い方の違いでも、人の感情を刺激することもあるほど微妙な性格をもっているから、常にことばづかいの中心の話題となってきた。

敬語については、さきに「これからの敬語」があるが、敬語は関係する方面が広く、これに盛られている事だけでは処理できない問題がある。

一方、戦後の社会では、一般の人々が集会に出て発言することや話し合いをすることが盛んになったこと、また、テレビが家庭へ普及したことなどのために、話しことばが、それも、特に改まった席における話しことばが広く各階層の人にとって、一昔前とは比較にならないほど重要なものになっており、多くの人の関心の的になっている。

そこで、話しことばに現われる尊敬表現・謙譲表現についてはもちろんのこと、「ですます体」「でございます体」のような文体の問題、敬称・あいさつことばの問題、語気、抑揚のような音声の問題など、話しことばの敬語的表現について審議することが必要であると考えます。

この問題を審議するにあたっては、次のような態度・方針によるべきである。

- (1) 信頼すべき実態調査の結果をふまえ、専門家の意見を参考とすることが必要である。
- (2) 広く世論に耳を傾け、社会一般に納得され支持されるように努めなければならない。
- (3) 決定に際しては、正しい形・誤った形というような示し方をせず、慣用されていると認められる形とか、適当と認められる形とかを示すようにする。
- (4) 実例を示すことを心がけ、なるべく具体的な場面を設定し、語句の形ではなく文の形としてあげるようにする。
- (5) 目先の問題にとらわれず将来の見通しを加味して、おおまかな方向づけをすることが必要である。

文 部 大 臣
森 山 眞 弓 殿

国語審議会会長
坂 本 朝 一

現代の国語をめぐる諸問題について（報告）

本審議会は、標記のことについて慎重な審議を行い、このたび別冊のように取りまとめましたので、報告します。

現代の国語をめぐる諸問題について（報告）

はじめに

平成 3 年 9 月に発足した第 19 期国語審議会は、現代の国語をめぐる様々な問題を見渡し、今後適切な対応が望まれる問題にはどのようなものがあるかについて、審議し提言することを課題とした。

この課題について、本審議会は総会、問題点整理委員会など合計 27 回の会議を開いて検討を行い、この間、平成 4 年 6 月には審議経過報告を公表するなど慎重な審議を重ね、ここにこの報告をまとめた。

第 1 基本的な認識

1 これまでの国語施策の経緯

国語の表記については明治以来様々な論議が行われてきたが、戦後、国語審議会の答申又は建議に基づいて、「当用漢字表」（昭和 21 年）、「現代かなづかい」（昭和 21 年）、「当用漢字音訓表」（昭和 23 年）、「当用漢字字体表」（昭和 24 年）、「送りがなのつけ方」（昭和 34 年）等、国語の表記に関する一連の国語施策が内閣告示・内閣訓令によって実施に移された。これら一連の施策は、国語の表記の平明化を図り、教育上の負担を軽減し、社会生活上の能率を増進することによって文化水準の向上に資することを目的としたものである。

その後、これらの施策については、実施の経験等にかんがみ、種々再検討を加えて改善を図る必要が生じた。

そのため、昭和 41 年 6 月に文部大臣から国語審議会に対して「国語施策の改善の具体策について」の諮問が出された。以来、国語審議会は四半世紀にわたり、こ

の諮問に基づく審議を継続して行い、逐次答申を行った。

すなわち、当用漢字の音訓と送りがなのつけ方の改定については昭和47年6月に答申を行い。当用漢字の字種と字体の問題については、さきの音訓の改定の結果をも採り入れて、昭和56年3月に「常用漢字表」として答申を行った。さらに、現代かなづかいの改定については昭和61年3月に答申を行い、引き続き、現代かなづかいに関連する事項としての「外来語の表記」の問題について平成3年2月に答申を行った。

これらの答申では、漢字表の字種や音訓の幅を広げるなど内容の上で従来の施策に種々改善を加えるとともに、その性格についても従来の施策に見られた制限的あるいは画一的な色彩を改め、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において現代の国語を書き表す場合の「目安」又は「よりどころ」とすること、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではないことを基本とし、過去に行われた表記を否定するものではないとして伝統的な表記に対する配慮をも示した。また、答申に先立って中間試案を広く国民に公表し、各方面の意見を十分参考にするなど、慎重な審議の上それぞれの答申をまとめた。

これららの国語審議会の答申は、その趣旨・内容に基づいて、それぞれ新しい内閣告示・内閣訓令として実施に移された。すなわち、「送り仮名の付け方」（昭和48年）、「常用漢字表」（昭和56年）、「現代仮名遣い」（昭和61年）及び「外来語の表記」（平成3年）である。

これらの新しい内閣告示・内閣訓令によって実施に移された国語の表記に関する諸施策は、現在政府部内において実行されている。法令や公用文書における表記がそれである。また、その趣旨は、新聞・放送等においても広く受け入れられ、おおむねこれらの諸施策に準拠した表記が行われている。さらに、学校教育では、これらの諸施策に準拠した指導が行われている。

法令、公用文書をはじめとする公共的な伝達場で相互の伝達や理解を円滑にするためには、分かりやすく意味の通じやすい文章を書くことが必要であり、そのための漢字使用の「目安」、送り仮名の付け方や仮名遣い等の「よりどころ」を定めるといふ国語施策の趣旨は、それらの「目安」「よりどころ」が緩やかで弾力的な性格のものであることとあいまって、広範な支持を得るとともに広く普及しているものと認められる。

2 国語施策の観点

国語は永い歴史の中で形成されてきた大きな存在であり、一国の文化の基礎を成すものである。また、それは、文化の伝承や創造に密接にかかわるものであるから、国語の伝統を重んずるとともに、将来を見通しながら、関係省庁等と密接に連携を図りつつ積極的に諸施策を推進していくことは極めて大切なことである。

従来の国語施策は主として表記に関する事項について立案・実施されてきたが、これからは、表記の問題だけでなく、話し言葉、敬語、共通語と方言のような言葉遣いに関する事、さらには、情報化への対応に関する事、国際社会への対応に関する事、国語の教育と研究に関する事など、広い視野に立って国語の問題全

般を取り上げていくことが必要であろう。

また、従来も十分考慮されてきたことであるが、国語の問題を取り上げて何らかの目安又はよりどころ、あるいは指針を設ける場合には、それを適用すべき分野についての考慮、どのような形で適用することが望ましいかということについての国民的な合意が必要である。従来の、表記についての施策は、「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活」という公共性の高い領域を対象とするものとして実施されてきたが、反面、「科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない」ということを基本的な方針としてきた。こうした取扱いの中で、それぞれの分野の必要に応じた適切な表記が行われることは、国語にとって、また、我が国の文化にとって望ましい在り方だと思われるが、このような観点は、表記以外の問題を取り上げる場合にも慎重に考慮されなくてはならないであろう。

3 社会状況の変化と国語

現代の社会では価値観の多様化ということが一つの特色をなしているが、国語の問題、言葉の問題を扱う場合にも、いろいろな見方が存在することを前提とし、多面的な考察を加えなければならない。また、言葉の変化は社会状況の変化とそれに伴う人々の言語意識の変化に応ずるものであるので、現代の国語の問題を考える場合には、それらの状況への十分な認識が必要である。

国語をめぐる現代の社会状況の変化は近年特に著しいものがある。いわゆる情報化、国際化の進展は人々の予想を超える速さで進んでいる。情報機器の発達と国際的な通信手段の拡大は言語生活にかつてなかったような新生面を開きつつある。ワープロ、パソコン、ファクシミリ等の使用は日常化している。現在はまだ研究・開発の途中にあるが、コンピュータへの言語の入力を音声で行ういわゆる音声入力、機械による自動翻訳、文字の自動読み取り等の技術も広く実用化されるようになると思われる。これらの技術の発達が日常の生活に様々な利便をもたらすことが予想されるが、反面、機械によって言葉が規制されたり画一化されたりする傾向の強まることも考えられる。文字印刷の分野においても、従来の活字による組版は、活字によらないコンピュータを駆使する組版方式に取って代わられている。これに伴い、多様な用途に応じた漢字の字種・字体の整備や情報処理上の互換性の確保等、新しい問題も生じている。

新聞・雑誌等の出版物、テレビ・ラジオ等の放送、各種の公告など、様々な媒体が人々の言語生活に及ぼしている影響の大きさについては言うまでもない。特にテレビの影響で、いわゆる共通語は全国に通用する言葉として広く普及した。地域で使われる言葉である方言はこれと併存しているが、共通語の影響を受けながら方言自体の変化もまた進行している。文字から映像への好みの変化、若い世代の活字離れの傾向も指摘されている。

人間関係と言葉の在り方については、いわゆる言葉の乱れや敬語の問題がしばしば論じられている。現代社会の急速な変化が新語、流行語、外来語、外国語、専門用語等の洪水をもたらすと同時に、世代間の言葉の差を広げている。もちろん若い世代にはその世代特有の新しい文化が生まれつつあるとして積極面をそこに認める

こともできる。また、言葉の使用は場面に依存するものであり、改まった場面と私的な場面とのけじめがわきまえられていれば、そこに問題は生じないと思われる。しかし、そのけじめについての認識を欠いたり、あるいはそれが忘れられたりする場合には、言葉の基本である伝達機能の阻害、ひいては人間関係の阻害につながるおそれもないとは言えない。高齢化社会の到来も確実であるが、それも国語の問題に何らかの影響をもたらすものと考えられる。

また、我が国の国際的役割の増大や諸外国との国際交流の進展に伴い、諸外国の人々の日本語に対する関心が高まっており、内外における外国人の日本語学習者の数も急速に増加している。それとともにその学習の動機や目的も多様化してきている。日本語を母語としない人々との接触・交際の機会は日常的なものになりつつある。外国人の日本語学習を支援し、効果的な学習を可能にするような日本語教育上の積極的な対策を講じるなど、日本語の国際的な広がりに対応するための努力が必要になっている。一方、日本語の中での外国語の過度の使用については何らかの歯止めが必要であるとする声も上がっている。しかし、総じて言えば、国際社会への対応は我々自身に国語の在り方を考えさせる良い契機にもなり得るものである。

以上のように、現代の社会状況の変化は、国語や人々の言語生活・言語意識に様々な影響を及ぼしている。国語は、国民の生活と意識の共同の^{ちゅう}紐帯としてこの上なく大切なものであると同時に、日本及び日本人を国際的に理解させ国際的な友好を深める手段としてこの上なく重要なものである。平明、的確で、美しく、豊かな言葉を目指し、国語を愛護する精神を養うことが、今日ほど望まれるときはないと言ってよい。その意味で、国語の教育を更に振興していくこととともに、できるだけ多くの国民が言葉について関心を持つこと、日常生活の中で言葉について話し合う機会を広げていくことが大切であろう。

第2 現代の国語をめぐる諸問題

本審議会の審議を通じて、多方面にわたり数多くの意見が出された。その中で、今後対応していく必要があるとして、また、将来的な検討課題として、比較的議論が集中した問題は次のとおりである。

1 言葉遣いに関すること

(1) 適切な言葉遣い

国語の表現は、平明、的確で、美しく、豊かなものであることが望ましい。目的と場合に応じた適切な言葉遣いや文章表現の在り方、いわゆる言葉の乱れやゆれなどの問題、発音上の諸問題について検討する必要があるのではないかと。

(2) 放送等の媒体の言葉遣い

言語の習得、言語の学習は人間形成の基本を成すものであり、良い言語環境を用意することは家庭、学校、社会のいずれにおいても極めて大切である。特に現代では、話し言葉については幼児期からテレビ等を通じて大きな影響を受けるので、放

送等の媒体において、今後とも美しく豊かで魅力に富んだ言葉遣いへの配慮が望まれる。

(3) 敬語

敬語は、国語の中で非常に大切な働きをしているものであり、人間関係を円滑に進めていく上でもなくてはならないものである。今日の現実に即した敬語の在り方について、話し言葉・書き言葉の両面から検討する必要があるのではないか。

(4) 方言

現在、共通語は広く一般社会に普及していると認められるが、方言は地域の文化を伝え、地域の豊かな人間関係を担うものであり、それぞれの地域に伝わる豊かな表現を生活の中で生かしていくことは、言語文化の活性化にもつながるものである。共通語とともに方言も尊重することが望まれる。

2 情報化への対応に関すること

(1) 情報機器の発達とこれからの国語の能力の在り方

ワープロ等の情報機器の発達に伴って、文字の使用をめぐる社会状況は大きく変化しつつある。そのような状況下で求められるこれからの国語の能力の在り方について検討する必要があるのではないか。特に、書記能力、文章表現力、思考力にどのような影響が及ぶのか、十分考えておくべきである。

また、仮名漢字変換方式の普及によって、漢字を用いることは容易になりつつあるが、それに伴って漢字を読む能力の重要性はむしろ増大することが予想される。漢字を読む能力の伸長を図るために、振り仮名の活用等について社会一般の配慮が望まれる。

(2) ワープロ等における漢字や辞書(ワープロソフト)の問題

ワープロ等に使われる漢字の字体についての混乱が見られるので、各方面に及ぼす影響を考慮に入れながら、ある程度共通的なものさしに従って整理・統一することを検討する必要があるのではないか。

また、使用者の使用目的の多様化に伴い、それぞれの用途に応じた多様な辞書の研究開発を急ぐことが望まれる。

3 国際社会への対応に関すること

(1) 国際社会における日本語の在り方

日本語が日本人のものだけではなくてきている現在、日本語の国際的な広がりへの対応、日本語による外国人との意思疎通の在り方等について検討する必要があるのではないか。

また、外来語の増加や日本語の中での外国語の過度の使用の問題についても検討する必要があるのではないか。

(2) 日本語教育の推進

日本語教育に対する需要の増大と多様化に伴い、指導内容、教材、指導方法等の研究開発、各種情報機器の活用、優れた指導者の養成等を積極的に進めるべきである。

(3) 官公庁等の新奇的な片仮名語の使用

外来語・外国語の使用が避けられない場合のあることは言うまでもないが、官公庁等においては、その公的、公共的性格から言って、平明で的確な国語の使用に努めるべきであって、新奇的な片仮名語を使用すること等については十分慎重であることが望まれる。

4 国語の教育・研究に関すること

(1) 国語の教育の重要性

国語は、教育の全体を貫く基本を成すものであり、国語教育の重要性について教育関係者をはじめ国民全体が認識を深める必要がある。学校教育のほか、社会や家庭の教育的な役割も重視すべきである。

また、学校教育においては、国語の全般にわたる教育が、国語科はもとより教育活動全体の中で十分に行われるよう努める必要がある。

(2) 思考力・表現力の涵養と音声言語の重視

自分の考えをまとめ、適切に表現し、人の意見を相手の立場に立って理解することは、社会生活を送る上で極めて大切である。そういう基礎的な能力を身に付けるために、社会生活のあらゆる機会を通じて、自分としてのものの見方や考え方ができるような能力や態度を培うとともに、話すことや聞くことの教育を一層充実させるべきである。特に、語感や言葉のリズムを体得させるため、音読や朗読、話し言葉等の指導方法を一層工夫する必要がある。

(3) 国語研究の振興

国語研究はそれ自体重要な価値を有するとともに、国語施策の立案や国語教育の基礎としても重要であり、一層の振興を図る必要がある。特に、国立国語研究所は我が国の国語研究の中核を成す機関であり、一層の整備・充実を図るべきである。

(4) 国語の大辞典の編集

言葉は時代とともに移り変わるものだが、それぞれの時代ごとの十分な用例を収録した国語の大辞典を編集することは、国語の歴史を明らかにし、国語の伝統を継承し、明確な国語を保持するために極めて有意義である。また、言葉の来歴や用法を知ることによって言葉を大切にすることを養い、国民の国語に対する意識を高めることにもつながるものである。現在、国立国語研究所で編集の準備作業が行われているが、このような事業を更に積極的に進めるべきである。

5 表記に関すること

(1) 目安・よりどころの趣旨と個人の表記

「常用漢字表」「現代仮名遣い」「送り仮名の付け方」等は、現代の国語を書き表す場合の目安又はよりどころとして定められたものであって、各種の専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではなく、過去に行われた表記を否定するものでもないという緩やかな性格のものである。このような性格の「常用漢字表」等が、報道機関等での基準として厳密に取り扱われ、個人としての執筆者の表記や文章表現を窮屈なものにする傾きもないわけではないので、目安・よりどころの趣旨が生かされるような柔軟な取扱いをすることが望まれる。

(2) 交ぜ書き

「補てん」「ばん回」「伴りょ」のように、漢語の一部を仮名書きにするいわゆる交ぜ書きは、読み取りにくかったり、語の意味を把握しにくくさせたりする場合もあるので、言い換えなどの工夫をすることや、必要に応じて振り仮名を用いて漢字で書くなどの配慮をすることについて検討する必要があるのではないかと。

(3) その他

縦書き・横書きなど文章形式に関する問題、句読法に関する問題、ローマ字のつづり方、ローマ字による姓名の書き方、辞書の見出しなどの語の配列順、漢字の配列順等について検討する必要があるのではないかと。

なお、現行の「常用漢字表」「現代仮名遣い」等は、戦後の国語施策の見直しの結果として作成、実施されてきたものであるが、これらの内容等についても、将来、現実と合わない点や見直すべき点が生じた場合には、慎重に検討する必要があるのではないかと。

平成7年11月8日

文部大臣 島村宜伸 殿

国語審議会会長
坂本朝一

新しい時代に応じた国語施策について（審議経過報告）

本審議会は、標記のことについて慎重な審議を行い、このたび別冊のように審議経過報告を取りまとめましたので、報告します。

新しい時代に応じた国語施策について（審議経過報告）

はじめに

平成5年11月に発足した第20期国語審議会は、その第1回総会において文部大臣から「新しい時代に応じた国語施策の在り方について」が諮問され、第19期国語審議会報告「現代の国語をめぐる諸問題について」に掲げる「言葉遣いに関すること」「情報化への対応に関すること」「国際社会への対応に関すること」「国語の教育・研究に関すること」「表記に関すること」について逐次審議することが求められた。

そこで、当面は社会の各方面で要請されている問題から取り上げることとし、第1委員会及び第2委員会の二つの委員会を設置して、「言葉遣いに関すること」、「情報化への対応に関すること」及び「国際社会への対応に関すること」について審議することとした。国語審議会がこれらの問題について諮問を受け、審議に臨むことは、60年に及ぶ同審議会の歴史の中で初めてのことである。

本審議会は、上記の課題について、総会、第1委員会、第2委員会など合計44回の会議を開いて検討を行い、また、特に重要な事柄については、全委員を対象とするアンケート調査によって意見の収集を行うなど慎重な審議を重ね、ここにこれまでの審議経過報告をまとめた。

I 言葉遣いに関すること

1 基本的な認識

(1) 平明、的確で、美しく、豊かな言葉の重要性

国語はその時代、その時代に生きる人々の日々の言語生活の総体である。それは永い歴史の中で、脈々と引き継がれて現在の我が国の文化の基礎を成し、さらに次代へと伝えられていく。

国語審議会は、昭和47年、「国語の教育の振興について」を建議し、「国語が平明で、的確で、美しく、豊かであることを望み、この際、国民全体が国語に対する意識を高め、国語を大切にすることを養うことが極めて重要である」と掲げた。以来、国語審議会は、「平明、的確で、美しく、豊かな言葉」を言葉遣い全体の理想的なイメージとして求めることを基本姿勢とし、これに基づいて様々な施策が行われてきたところである。

現代社会の特色として、価値観の多様化という傾向や、情報化、国際化の進展に伴う様々な問題が指摘されているが、このような社会状況の変化は、言葉の在り方や人間関係の在り方にも少なからぬ影響を及ぼしている。すなわち、言葉の変化のうち語彙に関するものの大部分は、新語、流行語や、外来語、外国語、専門用語等の増加であり、また、そのことが語法等の変化とあいまって世代間の言葉の差を広げる結果ともなっている。言葉が伝達手段として十分に機能するには、相手や場面に適切でなければならず、不適切である場合には伝達機能ばかりか人間関係の阻害にさえつながりかねない。実際、主として若い世代においては、言葉を適切に用いて人間関係を築き維持していく力が衰えており、ともすれば言葉の本質を見失いさえする傾向があるとの指摘もある。

世間一般では今の国語の状況を「言葉の乱れ」ととらえることが多く、世論調査

(平成4年総理府、同7年文化庁)においても「今の言葉は乱れている」と考えている人はおおむね7割を超えた。「言葉の乱れ」は、ある価値判断を伴ったとらえ方である。一人一人が自らの考える国語のあるべき姿に照らせば、そこから逸脱するものを「乱れ」ととることも率直な態度であり、言葉に対する関心の高さゆえのことと思われる。

ただ、国語審議会としては、言語の変化を客観的にとらえ、変化の過程で、ある語について新たに生じた別語形が従来の語形と並存する状態については、これを基本的には言葉の「ゆれ」としてとらえた上で、現時点でのより適正な言葉遣いを考えていきたいと考える。

今日、国語を愛護する精神を養うことの重要性は、従来にも増して切実なものとなっている。国語を愛護するということは、国民一人一人が言葉に関心を持ち、毎日の言葉遣いを大切に、言語生活を充実させていくことにほかならない。また、国語審議会としても、現代社会における国語の多様な様相を把握しつつ、言葉遣いについてどのような認識を持つべきかについて検討し、見解を示すことが必要であろう。

国語審議会がその審議対象とすべき言葉遣いには、話し言葉・書き言葉、共通語・方言などにおける言葉遣いであろう。それらを音韻、語彙、語法その他種々の問題としてとらえるとともに、言語表現の問題あるいはコミュニケーションの問題として考えることも大切である。

言葉遣いについては、一般に話し言葉における問題を取り上げることが多い。しかし、話し言葉と書き言葉には、語法、文体、語の選択の適否など重なる部分も大きいので、むしろ両者の重なる部分を中心に、「現代語のあるべき姿」についての共通理念を目指すという態度が妥当であろう。国語審議会はこのような見解から、言葉遣いについて全体的に論議することとした。

付 「言葉のゆれ」について

ある語が変化する過程で、その語形等について、本来の形に対して桔(きっ)抗する形が別に生じ、両者が並存する状態になったとき、これを言葉の「ゆれ」と言う。語形のゆれ(アタタカイ/アツタカイ、感ずる/感じるなど)のほか、アクセントのゆれや表記のゆれもある。また、ある語に新しい意味・用法が生じ、本来のそれと並存する状態をも「ゆれ」と言うことがある。

「ゆれ」は、当初はごく少数の誤用から生ずることも多い。本来の語形、意味・用法が大多数に支持され安定しているとき、新たに別語形等を用いることは、誤用とされる。その別語形等の使用者が増加し、ある程度支持されるようになった状態が、いわゆる「ゆれ」であると考えられる。

共通語の可能表現において従来の「見られる」に並んで、いわゆる「ら抜き言葉」の「見れる」も使われることは、「見る」の可能表現の「ゆれ」である。ところが、「見られる」を本来の正しい形と見、「見れる」を否定する立場からは、この両形並存の状態は「乱れ」ととらえられる。すなわち、「ゆれ」は客観的な認識、「乱れ」は価値判断を伴った認識ということになる。

「ゆれ」の多くは言語変化の過程における一時期の状態であり、一方に淘汰(とつた)されて解消することが多い。一つの意味に複数の形が対応することは伝達

の効率上好ましくない場合もある。

(2) 言葉遣いの標準の在り方

国が言葉遣いの問題にかかわることについて、一般の人々はどのように考えているのであろうか。

世論調査(平成7年文化庁)によれば、「国が言葉遣いについてゆるやかな基準を示すことが必要だ」について、「そう思う(46.5%)」人は半数に達してはいないものの、「そうは思わない(40.2%)」人よりは多く、また、「言葉は時代とともに変わるものであり、自然に任せた方がよい」についても、「そうは思わない(48.6%)」人の方が、「そう思う(38.7%)」人より高い割合になっている。しかも、「国が日本語の正しさや美しさの保持に努めることが必要だ」や「国は言葉遣いの大切さについて国民の意識が高まるよう努めることが必要だ」について「そう思う」とした人が約7割という数字もある。これらのことから、多くの国民が国に期待を寄せていると考えられる。このような期待にこたえるため、国語審議会は言葉遣いに関する今期の審議の成果をどのような形で生かすことができるのであろうか。

一つには、国が美しく豊かな言葉の普及のための施策を更に推進するよう、また、新聞・放送、学校教育等の分野における取組や、民間の出版物としての手引書の類の作成が一層活発に行われるよう、提言を行うことであろう。また、国語が「平明、的確で、美しく、豊か」であるためには、一人一人がそれぞれ言葉の美しさや豊かさを判断する言語感覚を持つことが基本であり、国語審議会としても、それを支援するための方策を考える必要がある。その一つとして考えられるのが、後述する「言語環境の整備」である。

今一つには、国語を大切にしようという提言や、言語環境の整備を効果的に行う上で、言葉遣いについての何らかの基準を示すということである。言葉遣いの問題は、その対象となる範囲が広く、多面的かつ多分に流動的であるため、緩やかであるにせよその全体を覆うような標準の類をまとめることは非常に難しいが、その中にも適否の判断が比較的可能な分野がないわけではない。しかも、教育界などではそのような判断を求める声が高まっていることも事実である。

世論調査等によって問題の実態を把握しつつ、慎重かつ十分に審議を重ねた上で、言葉遣いの理念を示し、具体的な事柄についてはそれぞれ本来の語形・用法、変化の方向性を示すことが国語審議会の責務とも言える。さらに、将来はその見識に基づいて、言葉遣いに関する、強制力のない緩やかな基準を示すことに取り組んでいく必要もあろう。ただし、基準を示すとしても、その性格は、緩やかな目安・よりどころという程度であり、なおかつそれを必要とする人の参考に供することを旨とするにとどまるべきであろう。

付 言葉遣いの標準の現状等

ア 言葉遣いについて何らかの基準を示すものとして、従来国語審議会によって示された建議等のうち、今期国語審議会の検討にかかわるものとしては、次のようなものがあるが、今期は特に「これからの敬語」の再検討を中心に論議を行った。なお、新聞・放送、書籍・雑誌等の分野においても、それぞれ「用字用語集」「発音アクセント辞典」の類を定めるといったことが行われている。

「これからの敬語」（建議 昭和 27 年）

「標準語のために」（標準語部会から総会に対する報告 昭和 29 年）

「話しことばの改善について」（建議 昭和 31 年）

「語形の「ゆれ」について」（第 2 部会から総会に対する報告 昭和 36 年）

「発音の「ゆれ」について」（同前 昭和 40 年）

イ 言葉遣いの標準についての判断基準としては、国立国語研究所の「語形確定のための基礎調査」（同研究所年報 7 昭和 32 年所収）に掲げられた、ゆれのある語について標準的なものを選ぶ場合の判断基準 30 項目などが参考になる。例えば、一般的/特殊的、共通語的/地方語的、使用地域が広い/狭い、規範に合う/合わない、増加の傾向にある/減少の傾向にある、口頭語的/文章語的、語感が良い/悪い、言いやすい/言いにくい、聞き分けやすい/聞き分けにくい、などである。

2 言語環境の重要性

(1) 言語環境の整備

「言語環境」とは、言語生活や言語発達にかかわる、文化的、社会的、教育的等の環境を言う。特に言語形成期・発達期の子供たちにとって、学校、家庭、地域社会、新聞・放送等の言語環境が及ぼす影響は大きいと思われる。

ア 学校における言語環境の整備

学校教育においては、国語科はもとより各教科その他の教育活動全体の中で、適切で効果的な国語の指導が十分に行われるよう、指導方法の改善などを図る必要がある。すなわち、国語科担当の教員だけでなく学校教育に携わるすべての教員が、美しく豊かな言葉について関心を持ち、児童生徒の言語環境の整備について更に積極的にかかわることが望ましい。

大学では、教員を志望する者の基礎的教養として国語に関する知識能力を重視することが望ましい。また、大学の教員が言葉について関心を持ち、学生が表現や伝達を的確に行うための言語能力を拡充するよう支援することが望ましい。

イ 家庭における言語環境の整備

子供の言葉の習得と発達にとって、家庭が果たす役割は重要である。したがって、家庭においては、家族間のコミュニケーションが十分に行われるよう心掛け、子供の発達段階に応じた言葉遣いの指導に留意することが望ましい。また、学校教育や社会教育との関連を考慮することも大切であろう。

ウ 地域社会等における言語環境の整備

言語環境の整備は、個々の学校、家庭等が努力するだけでなく、地域社会全体として取り組むべき課題である。このため、学校、社会教育機関・団体、新聞・放送等が連携し、総合的に言語環境を整備する体制を整え、これを推進することは生涯学習の面からも望ましい。具体的には、例えば、青少年期における読書の意義について認識が深められ、読書の習慣が普及するよう、地域や学校の図書館の整備充実を一層推進することが必要であろう。

エ 新聞・放送等の役割

世論調査（平成 7 年文化庁）において、「新聞や放送などは、そこでの言葉遣いが子供などに与える影響を自覚することが必要だ」について、「そう思う」と

答えた人の率は9割近かった。

テレビ・ラジオ等の放送、新聞・雑誌等の出版物など様々な媒体は人々の言語生活に対して大きなかわりを持っており、特にテレビの娯楽番組等や広告・宣伝の言葉遣いが幼児や青少年に与える影響は大きいと言われている。

したがって、新聞・放送等においては、言葉遣いについて更に配慮するとともに、その活動を通じて国語に関する国民の意識が高められるよう努めることが期待される。

オ 国の役割

言語環境を整備し、美しく豊かな言葉の普及を図ることは国の重要な役割の一つである。このことを推進するには、まず、言語環境と言語発達の相関についての調査・研究が急務であろう。それらの成果に基づいて、学校、家庭、地域社会や新聞・放送等にも言語環境の整備改善を要望しつつ、国民全体が国語に対する意識を高め、国語を大切にす精神が養われるよう、次のような方策に努めることが必要である。

学校、家庭、地域社会等を通じた言語環境の整備の重要性を提言すること。

文化庁の「ことば」シリーズやビデオテープ「美しく豊かな言葉をめざして」は、多くの国民が言葉について関心を持ち、日常生活の中で言葉について話し合う機会を広げるためのきっかけ・参考となることを意図しているが、これらの事業の一層の充実発展を図ること。

国語問題研究協議会、国語施策懇談会等を一層発展充実させるなどして、多くの国民から幅広く言葉に関する意見を収集し、それらが施策に反映されるよう図ること。

カ 国語研究の振興

国語研究はそれ自体重要な価値を有するとともに、国語施策の立案や国語教育の基礎ともなるものであり、更なる振興を図る必要がある。

特に、国立国語研究所は我が国の国語研究の中核を成す機関であり、一層整備充実されることが期待される。

言葉は時代とともに変わるものであるが、それぞれの時代ごとの十分な用例を収録した国語の大辞典を編集することは、国語の歴史を明らかにし、国語の伝統を継承するために極めて有意義である。また、このことは言葉を大切にす心を養い、国民の国語に対する意識を高めることにもつながるものである。現在、国立国語研究所で編集の準備作業が行われているが、このような事業を更に積極的に進めるよう、体制の整備を図る必要がある。

(2) 方言の尊重

方言は地域の文化を伝え、地域の豊かな人間関係を担うものであり、美しく豊かな言葉の一要素として位置付けることができる。「方言の尊重」とは、国民が全国の方言それぞれの価値を認識し、これらを尊重することにほかならない。

方言は地域の言語生活を生き生きとさせる豊かな言葉ではあるが、全国的なコミュニケーションの基本は共通語である。従来の教育成果やテレビの普及等によって全国的に共通語が広まっているが、今後も両者が役割を分担しつつ共存していくことが望ましい姿であろう。

「方言の尊重」のための方策としては、例えば、児童生徒が地域に伝わる民話や芸能、あるいは高齢者とのコミュニケーションによって方言に触れること、さらに他の地域の方言についても知識や理解を深めることなどが考えられる。これらは、言語感覚を養い、豊かな心を育てる上でも有益であろう。

学校教育においても従来、地域の現実に即して、共通語と方言との共存を図りつつ、適切な指導がなされているところであるが、今後も学校、家庭、地域社会等がこのような認識の下に更に方言に親しむための工夫をすることが望ましい。

また、方言の学術研究も大切である。国立国語研究所では、日本全国の方言について言語地理学的調査を行っており、語彙・文法等の調査結果を地図化して逐次刊行している。また、各大学等においても様々な角度から方言研究が行われている。これらが国語研究の重要な分野として、今後ますます発展・充実することが望ましい。

3 敬語の問題

(1) 現代の敬語

基本的には同じ内容を述べるのに、話題の人物・聞き手・場面等への配慮から、それらにふさわしい特定の表現を用いるとき、それらの表現は総称して待遇表現と言われる。敬語とは、待遇表現のうち、敬意あるいは丁寧さを表すものの称であるにとらえることができよう。

敬語は上代以来連綿と続いてきた日本語の大きな要素である。今日の敬語は、おおむね 19 世紀の江戸で行われたものが基礎になっており、また、敬語使用に関する意識上の大きな変革が生じたのは第二次大戦後であると言われている。

現代の敬語については、次のような特徴が指摘されている。

表現形式の簡素化 立場等の上下に応じて複雑に使い分けられていた多くの表現形式のうち、一般的にはより簡素で単純な形が用いられるようになった。

親疎の関係の重視 様々な上下関係による敬語の使い分けが弱まり、代わって相互の親疎の関係に基づいた敬語使用（部外者や初対面の人に対しては、仲間内や親しい人よりも丁寧に、など）が重視されるようになった。もちろん、年齢や社会的な立場からくる上下関係に伴った敬語使用も依然として存在している。

聞き手への配慮が中心 話題に登場する人物より、聞き手への配慮が敬語表現の中心になった。

場面に応じた対人関係調整のための敬語 例えば、商業関係の分野において、顧客に対する売り手の敬語使用が極めて丁寧なものとなる類である。このような場合は本来の「尊敬」や「謙譲」の念が必ずしも十分に伴わない場合もあり得る。

(2) 国語審議会における敬語の取り上げ方

世論調査（平成 4 年総理府、平成 7 年文化庁）によれば、国民の 9 割以上が今後とも敬語が必要であると考え、敬語を使うことに肯定的であると見ることができる。国語施策懇談会等においても、敬語に関する何らかのよりどころを求める声が、特に教育関係者の間で多かった。

国語審議会がかつて建議した「これからの敬語」（昭和27年）は、敬語に関する唯一のよりどころとして各方面に影響を与えてきたが、40余年を経た現在の社会状況は建議当時とは大いに異なっている。

今期国語審議会は、言葉遣いにおける主要な問題として敬語の問題を取り上げ、語彙・語法等言語的要素を主たる対象として、共通語における敬語について検討を行うこととした。そのために、まず「これからの敬語」の見直しを中心に論議を行って、問題点を明らかにすることに努めた。

（3）敬語の理念及び具体的な語法

ア 敬語の理念

「これからの敬語」では、「基本の方針」として、「行きすぎをいましめ、誤用を正し、できるだけ平明・簡素にありたいものである。」としているが、この考え方は継承してよいと考えられる。ただし、必要に応じて様々な敬語を用いることは、現実に要請されることでもあり、豊かな言葉遣いのためにもあながち否定できない。

女性の言葉遣いには、かつては過剰な敬語や美称が多用されるという傾向があったため、同建議ではこれを戒めるよう指摘している。しかし、今日ではむしろ、男性と女性との言葉遣いに差がなくなりつつあることが話題になっている。言葉遣いにおける自然な性差は豊かさとして認めつつも、それを固定的にとらえることなく、むしろ、両性とも一人の人間としてそれぞれの個性を表現していくこと、場面や相手にふさわしい言葉遣いをするということが大切なのではないか。

商業方面における敬語は、極端に過剰にならないよう、当事者がその分野での対人関係や場面における適切な敬語使用を考えていくことが望ましい。

さらに、今後の論議に必要な観点としては、コミュニケーションを円滑にするという観点、場面による適否という観点、主語・述語の呼応をも含め、単語の問題としてだけでなく、表現全体としての適切さを重視する観点なども必要であろう。

イ 敬語の語法

「これからの敬語」が取り上げた敬語の具体例を中心に検討した結果、次のような共通理解を得た。

人称代名詞

一人称代名詞については、世論調査（平成7年文化庁）においても、改まった場合における「自分の呼び方」として約6割の人が「わたし」を挙げたように、現在「わたし」は最も一般的な語となっている。これは「これからの敬語」で「「わたし」を標準の形とする。」としたことの影響によるものでもあろう。しかしながら一方では、男性の「ぼく」や女性の「あたし」もうちとけた場面などで広く使われており、また、若者などの間では「自分」も使われている。

二人称代名詞については、同建議では、「「あなた」を標準の形とする。」としたが、現実には、相手を「あなた」と呼ぶことは一般的とは言えないようである。このことは、日常の表現では人称代名詞を使わないことが多く、特に二人称の使用は避ける傾向があることも関連すると思われる。

世論調査(同上)でも、改まった場では「名字+さん、さま(37.7%)」など、代名詞によらない言い方がむしろ多く使われているという結果であった。

敬称

「これからの敬語」では、「さん」を標準の形とする、また、「さま(様)」はあらたまった場合の形、また慣用語に見られるが、主として手紙のあて名に使う。」としているが、現実もこのような使われ方が一般的であろう。公用文においても、最近、地方自治体等で「殿」を「様」に改める傾向が報告されている。

書き言葉では、「さん」のほか、同建議で「書きことば用」として掲げた「氏」も用いられる。時には男性には「氏」、女性には「さん」のように性によって敬称が使い分けられることがあるが、同一場面、同一資格においては、敬称をそろえることも考えられよう。

「局長」「課長」「社長」等の役職名に「さん、様」を付けることの適否は、それぞれの分野での慣用もあり、一概には言えない。

接頭語、接尾語

接頭語の「お」「ご」について、同建議では、「省く方がよい場合」の例として、「(ご)芳名」「(ご)令息」等を掲げているが、これらの言い方は現実にはむしろ多い。

また、同建議では接尾語「ら」を「だれにも使ってよい」としているが、現実には「先生ら」のような言い方に違和感を持つ人も多く、一方では「先生方」や「私ども」のような言い方も使われている。

対話の基調

同建議にも、「これからの対話の基調は「です・ます」体としたい。」とあるが、現代の対話の基調は「です・ます」体が一般的であると思われる。その中でも、形容詞に「です」を付ける言い方は、同建議で「平明・簡素な形として認めてよい」としたためか、かなり定着しているようである。

また、「速いです」などの過去形としては、「形容詞連用形十たです(例:速かったです)」が、また、その否定形としては「形容詞連用形十ありませんでした(例:速くありませんでした)」及び「形容詞連用形十なかったです(例:速くなかったです)」が一般化しているが、「形容詞連体形十でした(例:速いでした)」や「形容詞連用形十ないでした(例:速くないでした)」のような言い方をどのように考えるかといった問題もあろう。

動作の言葉

「これからの敬語」で尊敬表現の形式として示した、いわゆる「れる敬語」及び「お～になる」のほか、「お～なさる」(尊敬表現)、「お～する」(謙讓表現)などの形式があり、また、「おっしゃる」「いらっしゃる」「伺う」等の特別な語形も一般的によく使われている。場面にふさわしい言い方を適宜選びつつ、豊かな表現を心掛けるべきであろう。

ただし、同建議で、「お～になられる」等の言い方をする必要はないとしているように、過剰な敬語使用は問題であろうし、「～(さ)させていただきます」のような言い方をむやみに使うのは適当でないとの指摘もある。

しかし、世論調査(平成7年文化庁)によれば、「お帰りになられた」のよ

うな言い方が「気になる」人の率は2割強に過ぎず、また、一方には、「先生、こちらでお待ちしてください」や「 さん、おりましたら」、「お客様が申されました」のような、謙譲語を尊敬語のつもりで使う言い方について、「気にならない」人が4~5割という状況もある。

このような過剰な、あるいは本来とは異なった敬語の使い方に慣れてしまうと、適否の感覚が薄れるおそれもある。中には必ずしも否定する必要のないものもあろうが、やはり国語審議会としては適切な敬語使用について見解を示すことが必要であろう。

ウ 敬語については以上のほか、 次のような意見があった。

世論調査(同上)によると、「植木に水をやる/あげる」のどちらを使うかでは、4人に3人が「やる」を使うとしている。この問題は、その対象(何に「やる/あげる」か)による差、地域差、性差などかかわるところが大きい。また、「あげる」を使う人は「やる」という語をぞんざいな言い方と感じるようである。

あいさつは言葉遣いの基本であり、コミュニケーションのきっかけとして大切なものである。適切なあいさつの在り方を考えることが必要であろうが、それぞれの地域で行われている様々な言い方の慣用には踏み込まない方がよいであろう。また、日本人のあいさつは概して画一的であると言われていたが、その時々々の場面にふさわしいあいさつの表現を工夫をすることについても一層の関心を払うことが必要であろう。

現代にふさわしい配偶者の呼び方については、言葉以外の様々な問題がこれにかかわるので、一概に論ずることは困難であろう。

(4) 学校教育及び日本語教育における敬語の扱い

学校教育においては、発達段階に応じた敬語の指導が行われているところであるが、今後も一層の充実改善を図ることが望ましい。

特に、敬語の教育を適切なコミュニケーションの在り方という視点から行う必要がある。家庭や地域とも連携し、敬語に触れる機会を増やす等のことについて、一層積極的に取り組むことが期待される。

日本語教育においては、外国人が現代日本語としての標準的な敬語をどの程度、何をよりどころとして学べばよいかという問題がある。また、教科書等に示す敬語表現を覚えても、それを実際の会話に生かして使うことは難しいといった指摘もある。

学習目的や段階に応じた教材や指導方法等の研究開発が望まれるとともに、敬語行動を裏打ちする文化的背景(例えば、依頼や拒否の場合、相手への配慮から単刀直入に言わず、婉曲表現を使う発想や習慣があることなど)についても十分な情報を提供することが必要であろう。

4 その他

(1) 語彙・語法等の問題

ア いわゆる「ら抜き言葉」

いわゆる「ら抜き言葉」とは可能の意味の「見られる」「来られる」等を「見れる」「来れる」のように言う言い方のことで、話し言葉の世界では昭和初期から現れ、戦後更に増加したものである。

「ら抜き言葉」（例：「見れる」）を専ら可能の意味に用い、受身・自発・尊敬（「見られる」）と区別することは合理的であり、五段活用の動詞（例：「読む」）における可能動詞（「読める」）と同様に可能動詞形と認めようとする考え方や、「ら抜き言葉」の増加は可能表現の体系的な変化であり、話し言葉では認めてもよいのではないかという考え方もある。書き言葉においても分野によってはその使用例が報告されている。

しかしながら、この言い方は現時点ではなお共通語においては誤りとされ、少なくとも新聞等ではほとんど用いられていない。世論調査（平成7年文化庁）においても、「食べられない/食べれない」「来られる/来れる」「考えられない/考えれない」についてどちらを使うかを聞いたところ、3例とも本来の言い方（「食べられない」「来られる」「考えられない」）を使うという答えが、平均7割を上回った。

国語審議会としては、本来の言い方や変化の事実を示し、共通語においては改まった場での「ら抜き言葉」の使用は現時点では認知しかねるとすべきであろう。さらに、「ら抜き言葉」については、次のような観点から今後の動向を見守っていく必要がある。

話し言葉が書き言葉かによっても、違う面があること。

一段動詞全体のどこまで及ぶか。語形の長さや使用頻度、また、活用形によって、「ら抜き」化の程度が異なると思われること。

北陸から中部にかけての地域及び北海道など、従来「ら抜き言葉」を多く使う地域があるといった地域差の問題を考慮する必要があること。また、近年は東京語自体も様々な地域の言葉の流入によって変化しており、「ら抜き言葉」の方がリズムやスピード感があってよいとする声もあること。

イ いわゆる「若者言葉」

若い世代特有の言葉、いわゆる「若者言葉」は、新鮮で好感の持てるものもあるが、好ましくないものも多い。それらの多くは次々に現れては消えるものであり、仲間内で使われる分には特に問題はないと思われるが、仲間以外の相手や改まった場面で、適切な言葉遣いが無理なくできるよう、学校・家庭・地域社会等の言語環境を整備し、指導していくことが望ましい。

ウ 慣用的な表現や語法のゆれ

これらのことについては、次のような具体例が話題になった。

慣用句の意味・用法のゆれ（「気がおけない」を「信用できない」の意味で使うなど）

副詞の意味・用法のゆれ（「やおら」を「素早く」の意味で使うなど）

五段活用動詞十使役の助動詞「せる」「させる」のゆれ（「行かせる/行かさせる」など）

- 形容詞の連用修飾のゆれ（「すごく速い/すごい速い」など）
- 形容動詞型の連用形の語形のゆれ（「きれいでない/きれくない」「～みたい
に/～みたく」など）
- 連濁の有無のゆれ（「サンガイ/サンカイ（三階）」など）
- 並列表現の後の助詞を省略する傾向（「～たり～たり」「～なり～なり」「～
とか～とか」などの後の「たり」「なり」「とか」を略すなど）
- 数字の読み方におけるイチニ系・ヒトフタ系のゆれ（「イチダンラク/ヒトダ
ンラク（一段落）」「ミヘヤ/サンヘヤ（三部屋）」など）
- 「助動詞「ない」+すぎる」と「助動詞「ない」+さ+すぎる」のゆれ（「読ま
なすぎる/読まなさすぎる」など）
- 「形容詞語幹十め」と「形容詞終止・連体形十め」のゆれ（「熱め/熱いめ」
など）
- 格助詞の使用のゆれ（「200メートル走る/200メートルを走る」「1週間経
った/1週間が経った」など）
- 動作性の名詞の動詞化（「段取りをする一段取る」など）
- 動作性のない語のサ変動詞化（「主婦する」「家族する」など）
- 「～べき」「～のでは」による文終止の増加
- 助数詞の使い分けが行われない傾向（「1歳上」を「1個上」など）

～ について、国語審議会は安易に認める姿勢を取るべきではないと思われる。
一人一人が言葉遣いについて関心を高め、できるだけ本来の意味・用法等を
辞書などで確認する習慣を持つことが必要であろう。

～ については、その適否の判断は個人の語感によるところが大きく、中
でも、等は日本語の造語力の一端との見方もあって、どの程度まで認めていく
かの判断が難しい。

の助数詞の使い方については、現代の日本語として使い分ける語を整理して
示すことが必要であろう。

エ 外来語・外国語・和製英語・省略語 外来語・外国語の使用は、避けられない
場合もあるが、新奇な片仮名言葉や和製英語、省略語（「アボ」「トラブる」
など）は、安易に使わないようにすべきであろう。

特に、官公庁等においては、その公的、公共的性格から、新奇な片仮名言葉等
の使用を避け、平明で的確な言葉遣いに努めるべきであろう。

（２）発音・アクセントの問題

ア アクセントのゆれ・平板化 近年、主として東京語アクセントにおける平板化
の傾向が見られ、アクセントにゆれのある語が増加している。東京語アクセント
は共通語アクセントの基本とされるが、この傾向についてどのように考えるべき
かを検討することが必要であろう。

一般にアクセントは地域によって違いがあり、国が全国民を対象とする規範の
類を示すのは行き過ぎであろう。ただし、放送等ではその影響の大きさに配慮し
て、共通語アクセントを用いることが望ましいと思われる。

イ ガ行鼻濁音 最近、東京をはじめ従来ガ行鼻濁音を有した地域の多くで、若い

人を中心にこの音を使用しない傾向が見られる。これは日本語の音韻の変化であり、また、ガ行鼻濁音がもともと存在しない地域もあることから、これを全国民に要求することは難しい。

放送関係では従来どおりガ行音とガ行鼻濁音の使い分けの指導を行うなど、保存に対する努力が見られる。

ウ サ行子音の発音等 主として若い人の発音において、「シ」が「スイ」に、「チ」が「ツイ」に聞こえるということが、しばしば指摘される。

「シ」が「スイ」になることは、かつて「シェ」が「セ」になったことと同様、サ行の子音の統一という点で音韻変化の方向に合っていると見る見方もあるが、一方には、若年層の口腔内の構造に関するとの説もある。また、サ行の直音と拗音の区別も不明瞭になっており、シャショウ、サショウ、シャチョウを正確に発音できない人も多いようである。

正確な発音は円滑なコミュニケーションを図る上で大切であり、音声言語について人々が関心を高めること、新聞・放送等の分野や、学校教育においても、一層このことに意を用いていくことが望まれる。

エ イントネーション 従来しばしば問題にされてきた、尻上がり・語尾伸ばしのイントネーションは、ひとことと比べると減少しているようである。

近年、若い人に多く見られる、文中のある語の語尾を上げ、相手に尋ねるように間をあけるイントネーションについては、煩わしいと感ずる向きもあるが、個々人の音声表現の問題であり、相手や場面によることであって、一概に否定できるものではない。

情報化への対応に関すること

1 基本的な認識

近年の情報化はコンピュータと通信技術の進展に伴って推進され、今日では、情報ネットワークを通じて世界的な規模での情報の交換が、マルチメディア化された情報媒体を通して行えるようになってきている。

こうした結果、時間的・空間的な制約が著しく緩和されただけでなく、情報ネットワークを通じた新しい形のコミュニティーが数多く形成されつつある。このようなネットワーク上で展開される情報を的確に把握するためには、音声言語、文字言語の両面に通じた高度な言語能力が必要とされるが、このことの重要性は社会における情報化の進展を考えると、十分に認識されるべきである。

情報化社会への対応に当たっては、既に情報活用能力の養成ということが言われて久しいが、高度情報化の進展する今日、情報そのものの受信・発信能力の育成について、言語能力との関連から検討してみる必要がある。さらに、国際的に広がっている情報ネットワーク上で、日本語を使用言語とする情報交換をどのように実現していくかといった国際化と密接にかかわる問題や、情報ネットワークの急速な普及が、日本語にどのような影響を与えていくかといった問題も生じており、早急な対応が不可欠となる。

また、情報機器の発達と普及は、言語生活にかつてなかったような新生面を開きつつある。中でも、ワードプロセッサ（以下、ワープロという。）、パーソナルコ

ンピュータ（以下、パソコンという。）の使用は今や日常化しており、その普及は文書の作成・加工や保存・再生の簡便化をもたらすなど、言語生活に大きな影響を与え続けている。

コンピュータへの言語の入力を音声で行ういわゆる音声入力、機械による自動翻訳、文字の自動読み取り等の技術も、今後種々の改善が加えられる余地はあるものの既に実用段階にあると考えられる。文字印刷の分野においても、従来の活字による組版は活字によらないコンピュータを駆使する組版方式に取って代わられている。これらの技術の発達により、日常の言語生活にも様々な利便がもたらされるものの、反面、言葉が規制されたり画一化されたりする傾向の生じてくることも考えられる。

情報化という概念で包括される分野は極めて広範囲にわたり、かつ、多様な情報機器をも含み得るが、今回は上記の基本認識を踏まえて、国語施策と密接にかかわる範囲を中心に、基本的な考え方や施策の方向性を提示する。

2 情報機器の発達とこれからの国語施策の在り方

（１）情報機器の発達と国語の能力

ワープロ等の情報機器が急速に普及したのは近年のことであり、こうした機器が人々の国語の能力（書記能力、文章表現力、思考力等）にどのような影響を与えるかについては今のところ未知の部分が多い。

総務庁の「94年全国消費実態調査報告」によれば、ワープロの家庭における普及率は43.7%、パソコンは16.6%となっており、ワープロの普及率は5年前に比較して2倍近くに増加している。また、文化庁が平成7年に行った世論調査では、ワープロやパソコンを使って文書を作成したことが「ある」人は39.9%、「ない」人は60.1%となっているが、男性の20代、30代、女性の10代（16～19歳）、20代では、いずれも「ある」人が6割を超えており、今後ますますワープロやパソコンの使用が一般化することになると思われる。

ワープロを用いて文書の作成を行う場合、熟練者は自分流の表記スタイルを変えることなく書けるが、初心者はワープロに左右されることが多い。すなわち、送り仮名をどう送るか、漢字を使うか平仮名を使うかなどは、ワープロで最初に変換されたものをそのまま用いる傾向の強いことが指摘されている。このことはワープロと国語の能力との関連という意味で無視できない事実である。特に、書記能力・表現力の十分に確立していない子供たちは大きな影響を受けることになる。

そこで情報機器の使用がもたらす影響については、社会人と子供たちとを分けて考えていく必要がある。具体的には、社会人の場合は表現力・思考力が一応完成しており、その自分の思考内容を機器を用いて表現するにとどまるが、子供たちの場合には表現力・思考力の形成過程にあり、その過程に機器がどのような影響を与えるのか、という国語の能力の形成にかかわる本質的な問題が存在する。

現在、ワープロ等の情報機器が言語生活にどのような影響を与えるかについての調査・研究は極めて少ないのが実情であるが、上記の認識を踏まえて、言語生活に資するような調査・研究が積極的に行われるよう提言したい。なお、こうした機器は、今後一層、文字情報だけでなく音声や映像をも一体的に取り扱うことが可能に

なっていくと考えられるので、この点への配慮も必要となろう。

平成7年の文化庁の世論調査で、ワープロやパソコンを使って文書を作成した経験から、どのような感想を持ったかを聞いたところ、「漢字の書き方を忘れることが多くなった(38.5%)」、「漢字の知識が増えた(33.8%)」、また、文章作成の速さについては「速く作れるようになった(22.1%)」と「時間がかかるようになった(18.4%)」のように分かれている。

こうした調査結果からも明らかなように、同じ機器を用いながらもプラス、マイナス両面の影響が指摘されており、機器をどう利用していくか、機器の機能にどう習熟していくかの問題が大きいことを示唆している。マイナス面を最小限に抑えつつ、プラス面を最大限に引き出せるような情報機器の使用法が、科学的な研究に基づいて早急に確立されることが望まれる。しかし、総じて言えば、ワープロ等の情報機器は文章作成の上で、極めて利点の多いものと位置付けられるものである。

学校教育の中でも、指導の仕方によっては「漢字に対する意識が高まり、同音異義語などをよく覚える」「仮名漢字変換を行う過程で仮名遣いや漢字の読みなどの確認ができるので、運用面での確実性が増す」「加除訂正が簡単であるので、その繰り返しの作業(推敲(こう))を通して文章表現力を高めることができる」などのプラス面が認められる。ただし、「情報機器の機能の理解が不十分なため、思考の流れが妨げられる場合もある」「手書きを一層重視し、書写能力の低下をくい止める必要がある」などマイナス面も、同時に、あることは認識しておく必要があろう。

また、情報機器に関連して、使用者の使用目的の多様化に伴い、それぞれの用途に応じた様々なソフト(縦書き用と横書き用の書体が使い分けられるものなど)の研究・開発が望まれる。さらに、最近の機種は多様な機能が開発され操作が複雑化する傾向にあるが、それよりも、基礎的な仮名漢字変換や表示装置に使われている文字(特に横書きに適した書体の開発など)等の面での進歩が期待される。このことは、使用する人間の書記能力、文章表現力、思考力等に及ぼす影響という意味からも大切な視点となろう。

(2) 交ぜ書きの問題

「補てん」「ばん回」「伴りょ」のように、漢語の一部を仮名書きにするいわゆる交ぜ書きは、文脈によっては読み取りにくかったり、語の意味を把握しにくくさせたりすることもある。これは、情報化の問題というより表記の問題として位置付けられるものであるが、ワープロ等の仮名漢字変換により漢字が簡単に打ち出される現在、情報機器の広範な普及という観点からも、検討されるべきであろう。

ア 交ぜ書きの現状

交ぜ書きは、戦後、「当用漢字表」(昭和21年)が定められたことに伴い、表外字を含む漢語を書き表す一つの便法として行われてきたものである。

その後、「当用漢字表」に代わって「常用漢字表」(昭和56年)が定められたが、これは字種の幅を広げるとともに「当用漢字表」の制限的な性格を改めて漢字使用の「目安」としたものであり、また、各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではないことも明記されている。

「常用漢字表」のこのような趣旨により、公用文等においては専門用語その他必要に応じて表外字を使用することが一般に多くなっており、その際、読みにくいと思われるような場合は振り仮名を用いる等の配慮がなされている。法令については、「法令用語改正要領」（昭和 29 年内閣法制局、昭和 56 年一部改正）において「常用漢字表にない漢字を用いた専門用語等であって、他にいいかえることばがなく、しかもかなで書くと理解することができないと認められるようなものについては、その漢字をそのまま用いてこれにふりがなをつける。」としている。

日常的に交ぜ書きが最も目に触れやすいのは新聞であるが、その新聞においても、現在の紙面に見える交ぜ書きは主として社内原稿（報道記事）に属するもので、社外からの寄稿については括弧内に読み仮名を添えたり、振り仮名を用いたりして元の漢字を残すことが多くなっていると見受けられる。

また、新聞各社とも表外字のうち「亀、舷、痕、挫、哨、狙」の 6 字を使用することにしており、社によっては更に「冤、腫、腎、拉」等を使用することとしているが、このような措置によって「き裂」「左げん」のような交ぜ書きは解消している。

一般の雑誌や書籍においては、交ぜ書きを見ることは少ない。

教科書においては、漢語の一部に未習字を含む場合に交ぜ書きが現れる。現行の教科書では、未習字に振り仮名を用いて、交ぜ書きを避ける配慮も見られる。

イ 交ぜ書きに対する考え方

交ぜ書きも一概に否定することはないが、交ぜ書きによって、読み取りが困難になったり、語の意味が把握しにくくなったりする場合には、言換えなどの工夫や必要に応じて振り仮名を用いて漢字で書くなどの配慮をする必要がある。ただ、振り仮名を安易に使用することが、難しい漢字を多用する傾向につながっていくのは好ましくないと考えるべきであろう。

付 表外字を含む漢語については、現在、交ぜ書きのほかにも下記のような書換えや言換えの方法が行われている。

・ 同音の漢字で書き換える

臆測 憶測 蒐集 収集 拔萃 抜粋・全体を仮名書きにする

斡旋 あっせん 石鹼 せっけん 澱粉 でんぷん・別の語に言い換える

隠蔽 隠す 狭隘 狭い 湧出 わき出る

3 ワープロ等における漢字の字体の問題

(1) 混乱の現状

ワープロ等に使われている漢字は、次のような日本工業規格（以下、JIS という。）に準拠している。

情報交換用漢字符号（JIS X 0208-1990）

〔漢字数〕 6355 字

（第 1 水準 2965 字、第 2 水準 3390 字）

情報交換用漢字符号一補助漢字（JIS X 0212-1990）

〔漢字数〕 5801 字

は昭和 53 年（昭和 58 年、平成 2 年改正）、 は平成 2 年に制定され、現在に至っている。ワープロ等に使われる漢字の字体についての混乱は、主として、 の第 1 水準内の漢字について生じている。すなわち、昭和 58 年の改正において、鷗（鷗）、禱（禱）、洩（洩）のような略字を広く採用し、括弧内の字体（いわゆる康熙字典体）を排除したことが混乱を招いたものである。

したがって、上記改正を全面的に採用している機種においては、表外字について「鷗」や「洩」のように辞書や教科書と異なる字体（略体）だけが搭載され、使用者からも疑問や苦情の声が出されている。

JIS 漢字表は元来「文字概念とその符号を定めることを本旨とし、その他、字形設計などのことは範囲としない。」（JIS 解説）という性格の規格であるにしても、辞書等と異なる字体が載せられていることは、今後とも説明に苦しむところの事態であると思われる。

また、改正前の規格による機種と改正後の規格による機種とが世間に並び行われている結果、各種の情報交換の場において、送り手の意図した字体が受け手に正確に伝わらない等の支障が起り得るという状況もある。

（ 2 ）字体の問題についての考え方

今回の課題は、「ワープロ等における漢字の字体の問題」の現状を明らかにし、その対応策について検討することであったが、その前提として、ワープロ等に搭載されている JIS の第 1 水準、第 2 水準と「常用漢字表」とは全く性格が異なる漢字表であるという理解が必要であると考えられる。すなわち、固有名詞を対象とせず、また各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない「常用漢字表」の性格と、逆に、そこをも対象とした情報交換のために作られている JIS 漢字表の性格との違いを、十分認識しておくべきである。

まず、JIS 規格の昭和 58 年改正に際して行われた字体の変更によって、現在、ワープロ等で発生している字体の混乱、具体的には「おう」が出ないというような状況の改善を図るという問題を考える必要がある。このような状況は、固有名詞の表記において用いたい字体が使えないなどの不自由をもたらしているとも考えられ、なるべく早急に解決することが期待されているからである。そういう意味では、固有名詞などの表記の多様性に応じた各種の方法、例えば、既に JIS 規格として出されている「補助漢字」をワープロ等に搭載することで、解決を図るということも一つの方法となろう。なお、この問題については、今後、更に論議を進め国語審議会としての考えをまとめることとしたい。

ただ、今回の課題の背景には、表外字全般の字体をどう考えるかという問題が存在しているのも事実であり、根本的な解決には表外字の字体そのものの検討が必要となろう。しかし、表外字については一切字体の変更を認めるべきではないという意見と、常用漢字に準じた整理を及ぼすべきであるという意見が、以前から深く対立しており、今回の一連の「字体に関するワーキンググループ」における聞き取り調査でも、この二つの意見が深く対立する形で出されていたのが実情である。

また、文化庁が平成 7 年に行った世論調査でも表外字の字体については、ワープロから「鷗」のような漢字（略体）が出てくることは構わないとする人が 42.0%、

ワープロからも「おう」のような漢字（いわゆる康熙字典体）が出てくる方がよいとする人が 41.3%、という結果が出ていて、現時点で表外字の字体を扱うことの困難さを示している。

表外字の字体については、手書き文字や低画素数（画素（がそ）...コンピュータのディスプレイなどの画面を構成する最小単位の点。単位面積当たりの画素数が多いほど精密な表示ができる。）の文字のことは一応別のこととして、社会一般における印刷文字の安定すなわち異体字をこれ以上増やさないという観点から、伝統に基づく標準性、略字的なものの現在の普及度、機械や技術の進歩による将来性などを総合的に検討しながら考えていく必要がある。そういう意味での一つの考え方として、現在の社会生活での慣行に基づき、康熙字典体を本則としつつ、略体については現行の JIS 規格や新聞などで用いられているものに限って許容していくという方向も考えられる。今後、表外字全般の字体の問題に取り組むことについて更に論議を続けることとしたい。

（３）表外字の字体の問題の現状

今回の課題の背景にある表外字全般の字体問題、すなわち「常用漢字表における表外字の字体の扱い」及び「各方面における表外字の字体の扱い」について、その現状を以下にまとめておく。

ア 「常用漢字表」審議過程での表外字の字体についての考え方

昭和 52 年「新漢字表試案」の説明資料では、「新漢字表は目安であるから、表に掲げていない字でも、字体を考える必要がある。「へん」「にょう」等は、新漢字表の字体に準じて統一することができよう。「つくり」については、機械的に安易に統一することはつつしむべきである。今後、十分時間をかけて具体的に検討する必要がある。また、同一字種に対して二つ以上の字体が生まれるようなことは避けるべきである。」としていた。

これに対して、出版・印刷方面から、「へん」「にょう」等にとどまるものであっても表外字の字体の変更は大きな混乱を招くとして、慎重な取扱いが求められた。一方、新聞関係者からは、新聞として自主的に表外字の字体について検討することまで禁止するような表現にはしないでほしいという要望が出された。

その結果、昭和 54 年の中間答申及び昭和 56 年の答申「常用漢字表」の前文では下記のように書かれた。

「常用漢字表に掲げていない漢字の字体に対して、新たに、表内の漢字の字体に準じた整理を及ぼすかどうかの問題については、当面、特定の方向を示さず、各分野における慎重な検討にまつこととした。」

イ 人名漢字の字体

戸籍法施行規則（法務省令）の「人名用漢字別表」（284 字）に掲げる漢字の中には「堯」「弥」「遥」等、50 字程度の略体が含まれている。

ウ 新聞における表外字の字体

朝日新聞は昭和 30 年代から略体をかなり大幅に採用している。読売新聞・毎日新聞は、現在、「しめすへん」「しんにゅう」「食へん」に限って略体を採用している。

エ 書籍出版における表外字の字体

表外字は伝統的ないわゆる康熙字典体とする考えが、出版界では定着している。

オ 辞書における表外字の字体

辞書の親字として、表外字は康熙字典体、ただし人名漢字で略体となっているものはその字体、で示されている。表外字の略体については俗字、略字等として参考的に示すものもある。

カ 教科書における表外字の字体

「教科用図書検定基準」には「常用漢字以外の漢字の字体については、慣用を尊重すること。」とある。この趣旨は、原則として康熙字典体を用いるものとし、これ以外の字体を用いるときは、例えば人名漢字で既に示されているような、なるべく慣用の熟したものを取り上げるということである。

キ JIS 漢字における表外字の字体

昭和 53 年制定の JIS 漢字は、昭和 58 年の改正の際に第 1 水準内の表外字の字体を「鷗」「洸」「屢」等の略体の形で示した。これは、第 2 水準内の文字の一部にも及んでいる。この措置は、同年に制定された「ドットプリンタ用 24 ドット字形」の JIS において、低画素数用の見やすい字形を用意するという見地から略字が多く採り入れられたので、それとの整合を図ったためであると説明されている。

JIS 漢字は、その後、平成 2 年の改正を経て、現在、5 年ごとの見直しのための調査研究が行われている。また、世界中の文字・記号約 3 万 4 千をコード化した「国際符号化文字集合」(ISO/IEC10646-1:1993)は、平成 7 年 1 月 1 日付けで JIS 化(JIS X 0221-1995)されたが、この中には、既存の JIS 漢字がすべて収められている。

ク ワープロ等(プリンタを含む)における表外字の字体の現状

パソコン系のワープロソフトにおいては、JIS 漢字は昭和 53 年の規格に基本的によっているものが多いので、表外字の字体の問題(略体しか出てこないという問題)は必ずしも顕在化していない。

ワープロ専用機においては、昭和 58 年の改正規格(及び 24 ドット JIS)を全面的に採り入れているものもあり、部分的にしか採り入っていないものもあり、メーカーや機種・製造年代により対応が異なっている。

なお、平成 2 年制定の JIS 「補助漢字」の中には JIS 第 1 水準内の略体「鷗」「洸」「屢」等 28 字に対応する康熙字典体が収められているが、現在、この「補助漢字」を搭載しているワープロはない。

ケ 学術用語における表外字の字体

既刊及び近刊予定の学術用語集 31 編の中には約 360 字の表外字が掲げられているが、その中には、「(瀧)」など若干の略体を用いられている。日本医学会医学用語委員会編「医学用語辞典」(昭和 50 年)では「頸」「軀」「彎」「」等、十数字の略体を「強制的ではないが」として取り上げている。

コ 情報検索における表外字の字体

文字情報のデータベース検索は、漢字に割り当てられたコードで検索する。データベースは JIS 漢字コード(第 1 水準・第 2 水準)を基本に作成されるため、表外字の康熙字典体と略体の扱いは JIS での対応に依存し、康熙字典体だけが JIS にある場合は康熙字典体で、略体だけが JIS にある場合は略体で処理されること

になる。康熙字典体と略体（その他異体字）と共に JIS にある場合はデータベース上でそれらが混在し得るので、それらを併せて検索する操作が必要になる。なお、データ作成時の処理やコード変換等により様々な状況が生じ得る。

付 戸籍事務の電算化に伴う漢字の取扱いについて 法務省では平成 6 年 1 月の民事行政審議会の答申を受けて、戸籍事務の電算化を実施するため戸籍法等の一部改正を行った（平成 6 年 6 月 29 日公布）。これにより、法務大臣の指定する市区町村長は、戸籍事務を電子情報処理組織（コンピュータシステム）によって取り扱うことができることとされた。

なお、電算化に際して戸籍の氏名における誤字・俗字を解消するという当初の方針は、改正法案の国会提出及び審議の過程で変更され、「漢和辞典に登載されている字は、それが俗字等とされているものであっても、コンピュータ対応をする」こととされた。

漢和辞典にも登載されていない書き癖等による表記（誤字）については、正しい表記をもって入力する。その場合には、事前に本人に通知するものとする。この場合に本人から苦情があり、極力理解を得るよう努めても納得が得られない場合には、本人の申出により、現在の戸籍（紙の戸籍）をもってその人に係る戸籍とする取扱いをする。

改正法の施行日（平成 6 年 12 月 1 日）に先立ち、平成 6 年 11 月 16 日付けで関係諸通達が出された。その中で、俗字等の取扱いについては、平成 3 年 1 月 1 日から行われている新戸籍編製の場合の許容俗字等 155 字のほかに、漢和辞典に俗字として登載されている文字等 865 字を新たに例示し、これらが氏又は名の文字として従前の戸籍に記載されている場合は、磁気ディスクをもって調製する戸籍にそのまま移記するものとしている。